平成２７年（フ）第２０６号
兵庫県伊丹市中野西４丁目13番地　セントグリーンガーデン302号
債務者　角田　雅代
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
兵庫県宝塚市伊子志２丁目17番32号　タウニィ逆瀬川202
債務者　田上　富喜
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２３８号
兵庫県宝塚市山本丸橋４丁目22番地の１　インペリアル中田305号
債務者　石山　佳子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第６６４号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目21番35―316号
債務者　塚本　礼子（旧姓三浦・福田）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７４号
兵庫県南あわじ市市青木144番地４
債務者　亀井　裕真
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第３６４号
大分県竹田市直入町大字下田北3255番地
債務者　甲斐　春香
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４２１号
大分県別府市駅前本町９番７号　高崎建材ビル505号
債務者　井上　幸彦
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３６６号
沖縄県豊見城市字豊崎１番地426　エーデルハイム203号室
債務者　金城　彰江
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第８７６号
神戸市北区松が枝町１丁目１番地の48　203号
債務者　柏岡　章義
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８９６号
神戸市垂水区南多聞台１丁目１番13号
債務者　柴田慶子こと　時本　慶子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９４０号
神戸市兵庫区鵯越町20番20―407号
債務者　梁　　美元（ＹＡＮＧ　ＭＩＷＯＮ）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９４６号
神戸市須磨区清水台１番地の８　グレーシィ須磨アルテピアＩ番街527号
債務者　野間　俊一
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９５９号
神戸市北区八多町中681番地、従前の住所神戸市灘区鶴甲５丁目１番50号六甲台ビラ
債務者　森田喜美子（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７１号
神戸市兵庫区西多聞通２丁目１番19号　ジョイフル兵庫４Ｆ―Ｃ
債務者　小澤　　翔
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７２号
神戸市兵庫区水木通８丁目１番６号　城山コーポラス202号
債務者　小澤　　怜
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０８号
大分市錦町３丁目５番13―105号（ＡＣＵＲＡ錦町）
債務者　大下　裕也
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係